

2009. 春号

# なう



子ども虐待防止センター・しずおか

〒420-8691 静岡中央郵便局私書箱96号

TEL&FAX: 054-251-7560

## 08. 全国電話マラソン報告

11月は厚生労働省の定めた児童虐待防止月間ということで、平成18年度に引き続き、20年度も全国一斉『子育て・虐待防止ホットライン』による電話マラソンに参加しました。

ナビダイヤルの0570-011-077にかけると、県内からの電話は自動的に「しずおか・なう」で受けることとなります。特に、11月6日、7日8日の3日間は受付時間を延長し、午前10時から午後5時まで電話相談を実施しました。3日間のこのイベントに延べ9名の方々がかわってくださいました。

これに先立ち、11月4日、静岡市の青葉シンボルロード呉服町通りにて、児童虐待防止を呼びかけると共に、キャンディーをつけたチラシの配布を4名が行いました。この様子は、静岡新聞の記事として掲載されたり、11月19日にテレビ静岡で放映されたりしましたので、ご存じの方もいらっしゃると思います。

11月5日静岡新聞



取材を受けるスタッフ



# 静岡県や静岡市も 児童虐待防止の 取り組みを実施



平成20年11月は児童虐待防止推進月間ということで、静岡県や静岡市が記念講演やパネルディスカッションなどを実施し、児童虐待に関する関心を高めよう取り組みました。

県はフリージャーナリストの椎名敦子さんによる講演を開催しました。椎名さんによると年間50人以上の児童が虐待によって死亡しており、減少のきざしは見られないとのこと。映像として映し出された児童の身体は、見ている私達の目をおおいました。

県はフリージャーナリストの椎名敦子さんによる講演を開催しました。椎名さんによると年間50人以上の児童が虐待によって死亡しており、減少のきざしは見られないとのこと。映像として映し出された児童の身体は、見ている私達の目をおおいました。

## 児童虐待現状知って

### 静岡で講演会 防止へ対応策検討

県厚生部こども家庭室 開いた。フリージャーナリストの椎名敦子さんが、虐待を受けた児童の体写真を示して現状を報告した。



児童虐待の防止策について討論する椎名さん(右)ら—静岡市駿河区

対応策を提起した。保育士や児童相談所職員ら約百三十人が、メモを取るなどして熱心に聴講した。

講演を受けて、椎名さんと県中央児童相談所の村瀬修所長、営業短大の山本伸晴学長の三人が「地域で子どもを守り、育てるために」をテーマに討論を行った。

平成20年(2008年)10月27日(月曜日) 中(中) (16)

## 児童虐待防止呼び掛け

### 清水のリボン付けプレー



児童虐待防止オレンジリボンのキャプテンマークを巻いてプレーする清水の高木和道主将—静岡市清水区の日本平スタジアム

十一月の児童虐待防止推進月間に向け、静岡市は二十六日、Jリーグ清水エスパルスが、虐待防止シンボルのオレンジリボンを着用し、清水スタジアムで、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン」を左腕に巻いてプレー。

援助のルートにつなげる手段であり、決して親を告発することではないということなどを話された。その他、清水エスパルスが児童虐待防止カードを1万人に配布してくれたり、リボンを付けてプレーしたりしてくれました。



# 小柳澄子さん逝く 平成20年7月3日

平成12年5月、「子ども虐待防止センター・しずおか」を立ち上げるべく、5人の女性が行動を起こしました。そこで中心的な役割を担ってくださったのが小柳澄子さんでした。そして、9月28日、当会の発足会を迎えることができました。その間のご苦労は大変なものであったと、当時を振り返ってお話しされる方がおられます。

同年12月、いよいよ第1期生の「電話相談スタッフ養成講座」が開講される運びとなりました。1年間29回の講座の組み立て、会場設定、スタッフの募集、講師の依頼、当日の運営、開講式・閉講式の実施と、実施しようと思った当初の想像を超えるご苦労であったろうことは容易に理解できます。

それらのご苦労が実って、平成13年9月30日に念願だった「総会」を開くところまでこぎつけました。総会を開くことによって、本会の正会員、賛助会員、団体会員による資金や奉仕による運営ができるようになりました。

それから第2期生、第3期生と「電話相談スタッフ養成講座」を開設し、多くの方々に児童虐待に対する理解と防止への協力を得ることができました。同時に、講座の主目的である優秀な相談員を育成することができました。

組織としても、全国ネットに参加して11月の児童虐待防止月間の「電話マラソン」に取り組むようになってきました。ナビダイヤルに加入することにより、広範囲の電話相談を受信することとなりました。また、静岡市から後援をもらって、児童虐待防止月間の「電話相談」活動を行えるようになってきました。

学習面でも、日本子ども虐待防止学会に参加して児童虐待に対する勉強を積んできました。学習してきたことを生かしたり、相談の経験を生かしたりして、大学で授業をさせてもらうことも増えてきました。

電話による児童虐待の相談が始まって8年、静岡に、しっかりと「子ども虐待防止センター・しずおか」が根付いてきました。その最大の功労者が小柳澄子さんであるといっても過言ではありません。電話相談に関わる人脈や資金面の掌握と、最も頼りにして方でした。

何よりも、電話でご自分の抱えているご苦労を悩みを相談された方々が、小柳さんの対応にどれほど慰められたことでしょうか。相談員の見本のような方でした。相談室にいと、電話相談を受けている小柳さんの声が聞こえているような錯覚におちいります。右の花かごの左半分には、小柳さんがいなくなった、わたくしたちの悲しみつがまっています。そして中の花は小柳さんへのわたくしたちの感謝の気持ちです。

小柳澄子さん、ありがとうございました。

ご冥福をお祈りします。



# 子どもの虐待と法律

## 児童虐待の防止に関する法律について

平成12年5月24日法律第82号

### 児童虐待の定義

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ）がその監護する児童（18才に満たない者をいう。以下同じ）について行う次に掲げる行為をいう。

1. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
2. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
4. 児童に対する著しい暴言他は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



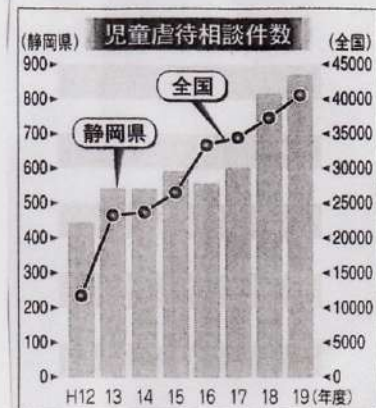
### 活動支援会員の募集

助けを求める子どもたちへの援助と、全ての子どもへの虐待がなくなるよう、当センターの活動を支えてください！！

年会費 正会員 一口 3,000円  
賛助会員 一口 1,000円  
法人・団体会員 一口 5,000円  
振込先 郵便振替 00850-8-45664  
子ども虐待防止センター・しずおか  
住所 〒420-8691  
静岡中央郵便局私書箱96号

19年度相談871件

前年度比55件増



### 子ども虐待防止センター・しずおか

TEL&FAX: 054-251-7560

月・水・金曜日の13時～16時

E-mail nau06shizuoka@sf.tokai.or.jp

<http://www2.wbs.ne.jp/~nau>

19年度、静岡県内は0件であったが、20年度は磐田市で母親の虐待により3歳児が死亡させられてしまった。何と痛ましいことだろう。